

漏水による使用水量の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市給水条例（昭和33年新潟市条例第32号）第29条及び新潟市給水条例施行規程（昭和33年新潟市水道局管理規程第6号）第28条の規定に基づき、漏水により使用水量が不明の場合における使用水量の認定の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 計量水量 前回計量日から今回計量日までに計量された水量
- (2) 基準水量 計量水量のうち通常において使用したと思われる水量
- (3) 推定漏水量 計量水量から基準水量を減じた水量
- (4) 認定水量 使用水量が不明の場合に使用水量として認定する水量

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次の各号の一に該当する場合、水道の使用者又は総代人（以下「使用者等」という。）の申請に基づき、その漏水箇所が、新潟市指定給水装置工事事業者等の施行する修繕等の報告書により完了したと認められたときに適用するものとする。

- (1) メーター破損による漏水で、当該原因が使用者等の責任と認められないとき
- (2) 水道局発注の工事等による漏水があったとき
- (3) メーター以降の給水装置等の破損や故障等による漏水があったとき

(認定の適用月分)

第4条 使用水量の認定は、漏水が発見された日の属する月分（隔月定例日に使用水量をまとめて計量している場合においては、その計量の期間を一つの月分とする。以下同じ。）についてのみ行うものとする。ただし、漏水箇所の特定が困難な場合又は漏水箇

所が建物下部等で修繕に時間を要した場合等，計量水量が2月分以上にわたりその影響を受けたと認められるときは，当該月分以降についても行うことができる。

（基準水量の算出方法）

第5条 基準水量は，前月分の使用水量又は前年同月分の使用水量のうち，現在の使用実態に近いと判断される水量とする。ただし，使用水量の実績がない場合又は実績が基準水量として適切でない場合は，修繕後の使用実績に基づいて算出した水量を基準水量とすることができる。

（認定水量の算出方法）

第6条 認定水量は，次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3条第1号及び第2号に該当する場合は，基準水量とする。
- (2) 第3条第3号に該当する場合で，基準水量が5立方メートル（隔月検針のときは10立方メートル）以上のときは，推定漏水量に2分の1を乗じて算出した水量（その水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てる。）を，計量水量から減じた水量とする。ただし，この水量が基準水量の2倍を超える場合は，基準水量の2倍の水量とする。
- (3) 第3条第3号に該当する場合で，基準水量が5立方メートル（隔月検針のときは10立方メートル）未満のときは，推定漏水量に2分の1を乗じて算出した水量（その水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てる。）を，計量水量から減じた水量とする。ただし，この水量が10立方メートル（隔月検針のときは20立方メートル）を超える場合は，10立方メートル（隔月検針のときは20立方メートル）とする。

（適用除外）

第7条 第3条第3号に該当する場合で使用者等が，次の各号の一に該当するときは，この要綱は適用しない。

- (1) 故意又は重大な過失により，給水装置等を損傷し漏水させたとき

- (2) 漏水の事実を承知しているにもかかわらず、修繕しないとき
- (3) 漏水の頻度の多い給水装置等で、改善指導をしているにもかかわらず、改善しないとき
- (4) 不正工事に起因する漏水のとき
- (5) 官公署と認められるとき
- (6) その他、善良な管理を怠ったと認められるとき
(認定の通知)

第8条 使用水量を認定したときは、使用者等に認定した使用水量等を通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、漏水による使用水量の認定に関して必要な事項は、水道事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、平成22年4月1日以降に申請されたものから適用する。

(漏水等による使用水量の認定に関する基準の廃止)

- 3 漏水等による使用水量の認定に関する基準（平成19年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、平成25年4月1日以降に申請されたものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第7条第5号の規定は、施行日以降に漏水を認知したものから適用し、施行日前に認知したものは、なお従前の例による。